

舞台芸術に係る役割を明確にした条例（例）

○石川県立音楽堂条例（平成13年条例第10号）（抄）

（設置）

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条第1項の規定により、音楽、邦楽、演劇その他の舞台芸術を振興し、県民文化の向上を図るため、石川県立音楽堂(以下「音楽堂」という。)を金沢市に設置する。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第3条 知事が指定管理者に行わせる業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- 一 音楽堂における音楽、邦楽、演劇その他の舞台芸術の振興に関する業務
- 二 音楽堂の利用の促進に関する業務
- 三 音楽堂の使用の承認に関する業務
- 四 音楽堂の使用料の徴収に関する業務
- 五 音楽堂の施設、設備及び備品(以下「音楽堂の施設等」という。)の維持管理及び修繕に関する業務
- 六 前各号に掲げるもののほか、音楽堂の管理に関し、知事が必要と認める業務

○静岡県舞台芸術公園の設置及び管理に関する条例（平成9年条例第3号）（抄）

（設置）

第2条 世界に通用する舞台芸術を創造するとともに、舞台芸術の発展に必要な人材の育成等を図り、もって静岡県の舞台芸術の振興と県民文化の向上に寄与することを目的として、静岡県舞台芸術公園(以下「公園」という。)を静岡市に設置する。

（施設等の使用）

第5条 知事は、第2条に規定する目的を達成するため、施設等を次に掲げる事業を行う公共的団体に使用させるものとする。

- (1) 舞台芸術の創造及び公演
 - (2) 舞台芸術に関する人材の育成
 - (3) 舞台芸術に関する活動の支援
 - (4) その他舞台芸術の振興のために必要な事業
- 2 前項の規定により施設等を使用する公共的団体(以下「使用団体」という。)は、施設等を使用して行う事業について知事の承認を受けなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、知事は、特に必要があると認めるときは、規則の定めるところにより、施設等を使用団体以外の者に使用させることができる。
- 4 知事は、特に必要があると認めるときは、使用団体又は使用団体以外の者の使用を停止させ、又は制限することができる。

○滋賀県立芸術劇場びわ湖ホールの設置および管理に関する条例（平成9年滋賀県条例第42号）（抄）

（設置）

第1条 県民が舞台芸術に親しむ機会を提供するとともに舞台芸術の振興および普及を図り、県民の文化の向上に資するため、滋賀県立芸術劇場びわ湖ホール（以下「びわ湖ホール」という。）を大津市打出浜に設置する。

（業務）

第2条 びわ湖ホールは、次に掲げる業務を行う。

- （1）音楽、歌劇、演劇、舞踊等舞台芸術の公演、鑑賞教室、研修等の企画および実施
- （2）大ホール、中ホールおよび小ホール（以下「ホール」という。）、リハーサル室、練習室ならびに研修室の提供
- （3）その他びわ湖ホールの設置の目的を達成するために必要な業務

○兵庫県立芸術文化センターの設置及び管理に関する条例（平成17年条例第16号）（抄）

（設置）

第1条 芸術文化の創造と交流を国内外にわたり推進するとともに、舞台芸術を鑑賞し、又は創作し、発表する機会を提供して、広く文化の振興を図る拠点とするため、兵庫県立芸術文化センター（以下「センター」という。）を置く。

（業務）

第3条 センターは、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- （1）舞台芸術の企画、制作及び公開その他の活動を行うこと。
 - （2）舞台芸術のための専属の交響楽団及び芸術家の集団による公演その他の活動を行うこと。
 - （3）舞台芸術に関する講演会、研修会等を開催すること。
 - （4）舞台芸術に関する調査研究、資料の収集及び情報の提供を行うこと。
 - （5）舞台芸術を鑑賞し、創作し、及び発表するために施設を県民の利用に供すること。
 - （6）前各号に掲げるもののほか、センターの目的を達成するために必要な業務
- 2 知事は、センターの施設を、その目的を達成するために支障のない限り、その目的以外の目的のための利用に供することができる。

○新潟市民芸術文化会館条例（平成9年条例第39号）（抄）

（設置）

第1条 音楽、演劇、能その他の舞台芸術の振興を図り、もって市民文化の向上に資するため、新潟市民芸術文化会館（以下「会館」という。）を新潟市中央区一番堀通町3番地2に設置する。